

『小型移動式クレーン運転技能講習』開催のご案内

熊本労働局番号第2号-13(～2024.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ: <https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンは、登録教習機関が行う技能講習を修了した方であれば運転できないことになっています。
当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

《対象機種》 下記のクレーンでつり上げ荷重が5トン未満のもの
トラッククレーン ホイールクレーン クローラクレーン
鉄道クレーン 浮きクレーン

1. 開催予定(3日間:学科14時間 実技7時間)

令和5年度実施予定: 4月、7月、10月、令和6年1月

(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

1日目(学科) 8:40 ～ 17:00
2日目(学科) 8:40 ～ 17:00
3日目(実技) 8:50 ～ 17:00

2. 受講資格

なし

3. 一部免除対象者(3日間:学科11時間 実技7時間)

下記に該当する方	講習時間
1. クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 3. 旧クレーン則に規定するクレーン運転士免許を受けた者 4. 揚貨装置運転士免許を受けた者 5. 玉掛け技能講習を修了した者 6. 旧クレーン則に規定するデリック運転士免許を受けた者	1日目 8:40 ～ 17:00 2日目 12:45 ～ 17:00 3日目 8:40 ～ 17:00
7. 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 8. 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	全科目受講 (受講料のみ免除) <u>※助成金制度を利用される場合は、7.8.の該当者であってもカリキュラムの都合上、免除価格でのお申し込みはできません。</u>

4. 受講料及びテキスト代(消費税込み)

【会 員】受講料: 24,200 円 (会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料: 24,200 円 テキスト代: 1,705 円 合計: 25,905 円

(一部免除対象者)

【会 員】受講料: 22,000 円 (会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料: 22,000 円 テキスト代: 1,705 円 合計: 23,705 円

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先:管轄労働局)。